



平成 28 年 5 月 16 日

各 位

会社名 イワブチ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 内田 秀吾  
(JASDAQコード番号 5983)  
問合せ先 専務取締役経理部長 池谷 謙一  
(TEL. 047-368-2222)

## 単元株式数の変更および株式併合

### ならびに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 16 日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 66 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に株式併合および定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、本年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記 2. に記載の株式併合に関する議案および下記 3. に記載の定款一部変更に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

## 2. 株式併合

### (1) 併合の目的

上記1. に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また株主の皆様のご議決権数に変更が生じることがないように、当社の株式について10株を1株にする併合（以下「本株式併合」といいます）を行うことといたします。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の4,000万株から400万株に変更することといたします。

### (2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の割合 平成28年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主の皆様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合いたします。
- ③併合後の発行可能株式総数 4,000,000株（併合前：40,000,000株）
- ④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	11,000,000株
併合により減少する株式の数	9,900,000株
併合後の発行済株式総数	1,100,000株

### ⑤併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株主数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	123名（11.40%）	169株（0.00%）
10株以上	956名（88.60%）	10,999,831株（100.00%）
合計	1,079名（100.00%）	11,000,000株（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主の皆様123名（その所有株式の合計は169株）が株主たる地位を失うこととなります。

### ⑥1株未満の端株が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端株が生じた場合には、会社法の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端株が生じた株主の皆様に対して、端株の割合に応じてお支払いいたします。

### (3) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案および下記3. に記載の定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

- ①本定時株主総会において、上記2.に記載の株式併合に関する議案の承認可決とその効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第5条（発行可能株式総数）に規定されている発行可能株式総数を4,000万株から400万株に変更するものです。
- ②同じく、上記2.に記載の株式併合に関する議案の承認可決とその効力発生を条件として、現行定款第7条（単元株式数）に規定されている当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものです。
- ③現行定款第5条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものです。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,000万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第8条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>400万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第8条～第44条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u> 本定款第5条および第7条の変更は、平成28年10月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、当該効力発生日の翌日をもって削除する。</p>

### 4. 日程

取締役会決議日	平成28年5月16日
株主総会決議日	平成28年6月29日（予定）
単元株式数の変更および株式併合 ならびに定款の一部変更の効力発生日	平成28年10月1日（予定）

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年 9 月 28 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の 100 株）にて行われることとなります。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についての Q&A

(ご参考)

## 単元株式の変更および株式併合についてのQ&A

### Q1. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか？

- A1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成28年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。
- 一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また株主の皆様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

### Q2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

- A2. 単元株式数変更および株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成28年5月16日 取締役会

平成28年6月29日 定時株主総会

平成28年9月28日\* 当社株式の売買単位が100株に変更

平成28年10月1日\* 単元株式数変更および株式併合の効力発生日

平成28年11月上旬\* 株主の皆様へ株式併合割当通知発送

平成28年12月初旬\* 端株処分代金の支払開始

\*平成28年6月29日開催予定の定時株主総会において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

### Q3. 株式併合は資産価値に影響を与えないですか？

- A3. 株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方、1株当たりの純資産額は10倍となります。そのため株式併合の前後で会社の資産や資本に変更はなく、株式市況の動向等の他の要因を除き、理論上、株主の皆様ご所有の株式の資産価値に影響はありません。

**Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか？**

**A 4. 【所有株式数について】**

株主の皆様が株式併合後の所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てます）となります。

証券会社等に株主の皆様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 28 年 10 月 1 日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1 株に満たない端株が生じた場合には、当社が一括して売却し、その売却代金を端株が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。（具体的なスケジュールは Q 2. のとおりです）。

**【議決権数について】**

株式併合によって、株主の皆様が所有する株式数は 10 分の 1 になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000 株から 100 株への変更）を行うため、株主の皆様が所有する議決権数は変わりません。具体的には、株式併合および単元株数変更の前後で、所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端株株式相当分
例 1	10,000 株	10 個		1,000 株	10 個	なし
例 2	1,200 株	1 個		120 株	1 個	なし
例 3	555 株	なし		55 株	なし	0.5 株
例 4	8 株	なし		なし	なし	0.8 株

- ・例 2 および例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 20 株、例 3 は 55 株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度がご利用できます。
- ・例 3 および例 4 において発生する端数株式相当分（例 3 は 0.5 株、例 4 は 0.8 株）につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主の皆様が開設されている証券会社が複数わたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

**Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないですか？**

A 5. お手続きの必要はございません。

**Q 6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか？**

A 6. 株式の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主の皆様は、当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

**【当社の株式名簿管理人】**

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話番号：0120-782-031

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝祭日を除く）

以上